

主催：日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所

共催：中国日本商会・天津日本人会

2020年8月24日



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



弁護士の実践経験からみる債権回収の実務

張 和伏 パートナー・弁護士/中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁員
北京天達共和法律事務所

zhanghefu@east-concord.com

直通：8610-6510-7033

FAX：8610-6510-7030

新型コロナが債権回収に与える影響



- コロナ禍の影響により日系企業が直面している二つの問題
 - 労働問題
 - 契約の履行、また債権回収の問題
- 2020年4月16日、5月15日、6月8日付、最高人民法院より三つの『法に則り新型コロナウイルス感染症にかかわる民事事件の適切審理にかかる若干の問題に関する指導意見』を公布
 - 不可抗力の適用が可
 - 契約義務の一部又は全部履行不能となった場合
 - 契約目的の実現が不能となった場合
 - 不可抗力の適用が不可
 - 契約の履行に影響を与えていない場合
 - 契約の履行にある程度の影響はあるが、契約の履行不能又は契約目的の実現不能には至らなかった場合

債権回収の三つのステップ



ステップ	主な内容	債権回収の成功に占める割合
I 債権回収の予防 (自己防衛)	<ul style="list-style-type: none">・取引相手に関する与信調査・売買契約締結時の留意点	35%
II 債権管理 (自己防衛)	<ul style="list-style-type: none">・債権存在に関する証拠書類の保存・債権額に関する証明書類の取得	35%
III 法的措置 (法的手段による回収)	<ul style="list-style-type: none">・協議による交渉、弁護士への依頼・毅然とした態度で法的措置を講じる	30%



I 債権回収の予防

- 取引相手に関する与信調査
- 売買契約締結時の留意点

取引相手に関する与信調査

調査方法、調査内容と与信枠の設定



■ 契約相手に関する与信調査の方法

- 独自調査 ⇨ 新規売買契約を締結する際の、基本的な調査方法
- 調査会社による調査
- 弁護士による調査

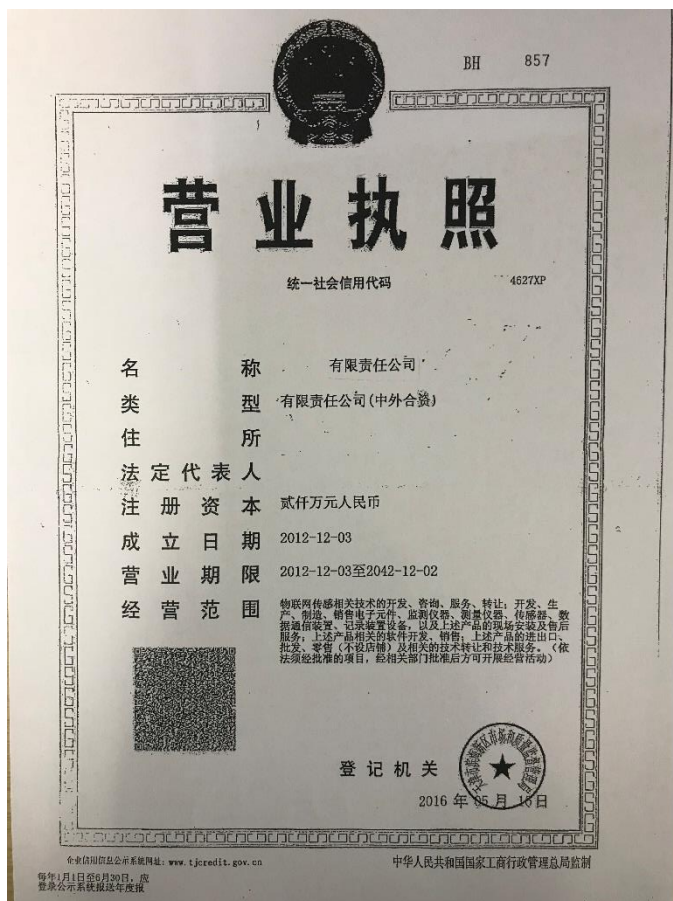
■ 主な調査内容

- 企業規模、形態
- 株主
- 経営範囲
- 資産の有無及び担保設定状況
- 経営異常事態の有無
- 訴訟/仲裁の有無
- 信用喪失によるブラックリストの掲載の有無
- 行政処罰事案の有無
- 裁判所による強制執行事案の有無

契約先への調査方法



■ 契約先の営業許可証コピーの入手



■ 営業許可証のチェックポイント

- 企業形態
- 登記資本金
- 経営範囲
- 経営許可期間
- 法定代表者

契約先への調査方法



■ 企業登記情報による調査

1. 「国家企業信用公示システム」(無料)
(<http://www.gsxt.gov.cn/index.html>)



2. 「企查查」(有料)
(<https://www.qcc.com/>)



3. 「天眼查」(有料) : <https://www.tianyancha.com/>

「威科先行」(有料) : <https://law.wkinfo.com.cn/>

■ 企業登記情報のチェックポイント

- 行政許可情報
- 行政処罰情報
- 経営異常名簿の掲載の有無
- 重大違法による信用喪失企業名簿の掲載の有無
- 訴訟事案の有無

契約先への調査方法



■ 強制執行対象者情報に関する調査

□ 中国執行情報公開ネット (<http://zxgk.court.gov.cn/>) (無料・最高人民法院)



■ 強制執行情報のチェックポイント

- 強制執行となった理由
- 強制執行となった負債額
- 強制執行となった件数
- 破産状態の有無

契約先への調査方法



■ 訴訟事案判決文に関する調査

□ 最高人民法院判決文書ネット(無料)

<http://wenshu.court.gov.cn/>

□ 「北大法宝」(有料)

<http://www.pkulaw.com>

□ 「無訟」(無料)

<https://www.itslaw.com/bj>



売買契約締結時の留意点

契約に関する主な法令



■ 『民法典』(2020.5.28公布、2021.1.1施行)

- 『民法総則』(2017.3.15公布、2017.10.1施行)
- 『民法通則』(1986.4.12公布、1987.1.1施行)
- 『契約法』(1999.3.15公布、1999.10.1施行)

*「民法典」の施行に伴い、
2020年12月31日に失効、但
し「民法典」の規定も殆ど変ら
ない

□ 『契約法』適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈(一)
(1999.12.19公布、即日施行)

□ 『契約法』適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈(二)
(2009.4.24公布、2009.5.13施行)

□ 売買契約紛争審理における法の適用に関する最高人民法院の解釈
(2012.5.10公布、2012.7.1施行)

□ 最高人民法院の『法に則り新型コロナウイルス感染症にかかわる民事事件の適切審理にかかる若干の問題に関する指導意見(一)～(三)』(2020.4.16公布、2020.5.15公布、2020.6.8公布、即日施行)

売買契約書の一般条項 (『民法典』第470条)



1. 当事者名称と住所
2. 対象物
3. 数量
4. 品質
5. 契約金額または報酬
6. 履行期限、場所及び方法
7. 違約責任
8. 紛争解決方法

売買契約書の特別条項



■ 品質保証(『民法典』第621条)

□ 保証内容

- 『製品仕様書』や『技術品質基準』又は『検収基準書』等に明記

□ 保証期間

- 入荷時の検収保証期間
- 品質保証期間

□ 賠償範囲・金額

■ 分割払い期限の利益喪失条項(『民法典』第634条)

■ 契約解除条項

法定解除事由:『契約法』第94条、『民法典』第563条

約定解除事由:自社のビジネス上の判断(『契約法』第93条、『民法典』第562条)

■ 所有権留保条項(『民法典』第641条)

必要な契約書類



■ 債権回収のために必要な4つの書類

1. 基本契約書

長期、継続的な取引について
基本契約の締結を強く勧める



- リスクを予測して作成し、予防措置をとる
- 基本契約書をベースに、個別取引にも柔軟に対応できるようにする
- 訴訟を起こした場合、一括審理できるようにする
- 自ら起案することで主導権を握る

2. 個別契約または発注書

3. 技術品質基準書、製品仕様書、検収基準書等

4. 出荷伝票、送り状、受取書

■ 契約変更の場合、変更内容に関する合意書を取交す

■ 書類の保管、関連制度の制定

契約書の調印



- 法定代表者
 - 1社は1人のみ、董事長、執行董事または総経理
 - 合併企業の場合は董事長
- 授権代表
 - 法定代表者による委任状の発行
 - 又は授権代表の署名＋社印
- 表見代理
- 重要な契約及び長期的な契約は社印と署名を併用し、立会いの下で署名捺印するのがよい



会社の印鑑

■ 会社に必要な五つの印鑑

- 指定業者に作成依頼
- ネットで公安当局に届出、偽造防止コードを取得

1. 社印

※国務院の『国家行政部門、企業、行政機関及び社会団体の印鑑管理に関する規定』(国発1979第234号公布、国発1993第21号改正、国発1999第25号改正)

- 印鑑作成規定
- 中国企業と外資系企業との違い
- 日本と印鑑管理制度の違い

2. 契約専用印

3. 財務専用印

4. 発票専用印

5. 法定代表者印



「手付金」の活用及びその留意点



■ 概念

手付金とは債権の担保として支払われる一定の金銭をいう

■ 手付金設定時の留意点

- 中国語で「^{dingjin}定金」(手付金)と「^{dingjin}訂金」(前払金)の発音は同じだが、意味が異なる。前払金とは対価となる財やサービス提供前に支払う代金を指す
- 手付金には処罰の効果あり、手付金を貰った当事者が契約違反した場合、相手側に倍返しする必要がある(『民法典』第587条)
前払金には処罰の効果がなく、前払金を貰った当事者が契約を履行しなかった場合、前払金のみを返金すれば良い
- 手付金の設定は契約金額の20%を上回ってはならない
前払金額の設定について、法的規定はない

違約金と損害賠償金



- 違約金とは債務不履行などの違約行為について、債務者と債権者との間で予め取り決めた金銭のことを指す
- 損害賠償金とは違約行為により損害を被った側に対し、起因側より支払われる損害補填金を指す
 - 損害賠償請求の原則としては実損主義、立証できれば逸失利益も認められる
 - 違約金が実際の損害額よりはるかに高額である場合、裁判所による調整が可能(『契約法』114条)
 - はるかに高額とは実際の損害額の30%を超過し、裁判所は実際の損失に基づき、契約の履行状況、当事者の過失度合い、予期利益などを総合的に考慮し、違約金を決定することができる(『契約法に関する司法解釈(二)』第29条)
 - 違約金と手付金の併用は法律上認められないが、有利な方を選択して請求することができる(『契約法』116条、『民法典』588条)
 - 違約金について契約に約定がなくても、相手に請求することが可能(『売買契約に関する司法解釈』第24条)
 - ⇒ 違約金 = 未払額 × 貸付基準利息 / 365 × 超過日数 × (1 + 30% ~ 50% の罰金)


準拠法と管轄条項



■ 準拠法の選択

- 涉外契約の場合、外国法を準拠法とすることができる
(『契約法』第126条)
 - ・ 但し中外合弁企業契約、中外合弁契約、中外連携による自然資源調査開発に関する契約は中国法を準拠法とすることが必須
- 国内契約の場合、中国法を準拠法とすることが必須

■ 管轄の選択

- 仲裁の場合、契約に定めている仲裁機関 
 - 涉外契約 ⇒ 国内又は国外の仲裁機関を選択可
 - 国内契約 ⇒ 国内の仲裁機関しか選べないが、仲裁地を国外に指定できる
- 訴訟の場合
 - 裁判管轄 ⇒ 選択不可
 - 合意管轄 ⇒ 一方の当事者所在地、契約履行地、契約締結地、対象物所在地のいずれかを選択可
 - 地域管轄 ⇒ 被告所在地、契約履行地
- 取引における立場(強・弱)による管轄の選択

- 正式名称の記載に要注意
- 裁判又は仲裁とした場合、即ち仲裁未選定となる

■ 日中両国間の訴訟判決・仲裁判断の承認・執行

- 訴訟判決の承認・執行 ⇒ 不可
- 仲裁判断の承認・執行 ⇒ 可

仲裁と裁判の比較



No.	内容	仲 裁		裁 判	
1	指名の可否	仲裁人1名を指名できる		裁判官を指名できない	
2	審理方式	非公開		原則として公開	
3	審級	一審終結		二審制	
4	審理期間	国内	渉外	国内	渉外
		<input type="checkbox"/> 仲裁機構による <input type="checkbox"/> CIETACの場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 普通:4ヶ月 ● 簡易:3ヶ月 	<input type="checkbox"/> 仲裁機構による <input type="checkbox"/> CIETACの場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 普通:6ヶ月 ● 簡易:3ヶ月 	<input type="checkbox"/> 一審:6ヶ月 <input type="checkbox"/> 二審:3ヶ月	制限なし
5	財産保全	直接措置が不可		自ら強制措置が可	
6	費用	100万元の場合 (CIETAC) : <u>38,050元</u> (国内) <u>50,000元</u> (渉外)		100万元の場合 : <u>13,800元</u>	
7	弁護士費用の賠償請求	可		通常は不可	
8	国外証拠の公証認証	通常は不要		必要	

※債権回収において仲裁と裁判のどちらがよいかにつき、有利な訴訟管轄選定の可否、債権額、取引立場の強弱などの要素から総合的な判断が必要

契約の言語



- 法的には外国語を正本言語とすることを禁じていないが、現実として、中国語又は中国語と外国語が同等な法的効力を有するものである
- 訴訟の際、人民法院公認の翻訳機関による翻訳が必要
- 翻訳の正確性を期するため、自ら翻訳するか或は翻訳した内容をしっかり確認する必要がある



Ⅱ債権の管理

- 未支払い事態が生じた場合、債権者として行うべきこと
- 与信状況調査
- 担保取得の検討
- 「強制執行力付き公正債権文書」の利用
- 証拠収集

未支払い事態が生じた場合、債権者として行うべきこと



■ 支払請求交渉よりも、まずは書面による債権の確認を

- 債権額の確認書(詢証函)、残高証明書(対帳単)、返還計画書、覚書など書面を作成

■ 与信状況の調査と対策の策定

- インターネットや現場調査など方法で債務者の与信状況を調査
- 取引の継続(中断)について検討

担保の取得



- 債権回収の担保方法
 - 保証、抵当権、質権
- 実務においてよく用いられている担保方法
 - 土地使用权または建物に対する抵当権の設定
 - 設備等の動産に対する抵当権の設定
 - 自動車に対する抵当権または質権の設定
 - 出資持分に対する質権の設定
 - 保証人による連帯保証責任
- 担保取付時の留意点
 - 保証人になれない法規制の確認
 - 企業内の組織は企業保証人になれず、分公司(支社)の場合は授權範囲について要確認
 - 学校、病院などは担保の資格を持っていない
 - 抵当対象となる建物工事代金の支払は完了したか否か
 - 担保提供者の社内承認を得ているか否か
 - 董事会決議または株主による決議について要確認(『会社法』第16条)
 - 所定登記手続は完了したか否か

強制執行力付き公正債権文書



■ 「強制執行力付き公正債権文書」の意義

- 債務の返済について合意に達した場合、公証処（公証役場）で「強制執行力付き公正証書」を作成・発行して貰えば、裁判を通さずに直接裁判所に執行を申し立てることができる

■ 作成の条件

- 債務・債権関係の明確化により、紛争が起こらない
- 債権書類に強制執行認諾文言を書き入れる
- 当事者の所在地、行為発生地、事実発生地のいずれかの公証処（公証役場）に対し申請できる
- 公証費用＝債務総額×0.3%

■ 公正債権文書の執行に関する新規定（2018年10月1日より施行）

- 最高人民法院の『公正債権文書執行の若干の問題に関する規定』法釈(2018)18号
- 執行の管轄、受理できない債権文書、執行手続等が明確に規定

証拠収集



■ 可能な限り書面による連絡を

協議書、覚書(備忘録)、署名された会議議事録などの書面が望ましいが、電子メール、WeChat等も可

■ 交渉に当たり議事録を作成、双方の署名を取り付ける

■ 電話交渉の場合、録音を活用

■ 郵送(EMS)の場合、送付先による署名の『受取署名証明』を取り付ける

■ 証拠保存に関する社内規定を策定

電子メール、SMS、WeChat等の証拠力



■ 電子メール、WeChatや携帯電話のSMS記録など、或いは電子媒体に保存された情報を証拠として活用することができる

・『民事訴訟法解釈』第116条(2015年2月4日施行)

・最高人民法院の『民事訴訟証拠に関する若干の規定』第14条(2020年5月1日改正)

■ 実務上の留意点

1. 携帯電話のSMS、WeChat

- 証明の補助性
- 内容の完全性
- 個人情報
- 公証手続きの必要性

2. 電子メール

- オリジナル状態での保存
- サイバーでの保存期間の設定
- 担当者退職時のメールの保存
- 公証手続きの必要性

3. 録音証拠

- 録音手段の合法性
- 録音設備の品質
- 録音の明瞭度
- 公証による録音

弁護士レター（意見書、督促状、警告書など）



■ 意義

- 法的措置を取る前の手段として、債務者に圧力を掛ける
- 債権の確認
- 時効の中断

■ 送達方法

- 一般的な書面の場合、EMSで送付、「受取署名証明」の取得は必要
- 重要な書面の場合、公証にて送達

訴訟の時効



■ 訴訟の時効(『民法典』第188条)

- 一般訴訟時効 - 3年間
- 特別訴訟時効(『契約法』129条、『民法典』594条)
 - 国際貨物売買契約に関する紛争 - 4年間
 - 技術輸出入契約に関する紛争 - 4年間

■ 訴訟時効の中断

- 債務の履行を要求
- 債務の履行に同意
- 訴訟または仲裁の提起

■ 訴訟時効が超過しても、債務者に請求できる情況

- 債務者が債権者からの返済督促状に署名又は捺印した場合
※法釈(1999)7号の関連規定より
- 債務者が債権者に債権額の確認書を発行した場合
※(2003)民二他字第59号の関連規定より



Ⅲ 法的措置

～ 訴訟/仲裁の提起

- 提訴前準備
- 提訴場所
- 財産保全
- 債権請求内容
- 公判及び公判中の和解
- 強制執行申立て

提訴前準備



■ 法的措置を取るための証拠収集と整理

- 債権存在証拠 ⇒ 基本契約書、個別契約(発注書)、出荷伝票、送り状、受取書
- 債権額確認証拠 ⇒ 残高証明書(対帳単)、債権額の確認書(詢証函)、債権額の確認ができる電子メール、WeChat等の記録

■ 証拠の公証

- 書面形式の証拠は公証不要
但し、訴訟の場合に海外で作成された証拠書類は公証・認証が必要
- 電子メール、携帯電話のSMS、WeChatなどの証拠記録については一般的に公証が必要
- 留意点
 - 関係地方の公証処(公証役場)での公証
 - 地方によっては、当事者本人または代理人による公証手続を行う場合がある

提訴場所



- 契約書に仲裁条項がある場合、定められた仲裁機関で
- 管轄に関する合意がある場合、合意管轄地の人民法院で（当事者いずれか一方の所在地、契約の締結地、契約の履行地、対象物の所在地）
- 合意管轄がない場合、契約の履行地/被告の所在地の人民法院

➤ 特に要注意⇒貨幣を受取る側の所在地

2015年の民事訴訟法司法解释第18条には、新たに「契約において履行地についての約定がない、又は約定が明確でない場合、係争物が貨幣である場合、貨幣を受取る側当事者の所在地を契約履行地とする」と定められている

- 「民訴法解釈における管轄の若干問題の理解と適用」 2015年8月27日「人民法院報」より
- 2017年12月28日「最高人民法院民事裁定书」(2017)最高法民轄26号

財産保全



- 訴訟提起前、提起時、また提起後のどの段階で財産保全を申し立てられるのか、法律上ではそのどちらも認められているが、地方によってはその適用がさまざま
- 実務として担保の提供は必要
訴訟前に申し立てる場合、保全額の同額
訴訟後に申し立てる場合、保全額の30%内
▶ 現金、不動産、担保書（保全額を150万元とした場合）

担保会社	審査に必要な書類	所用時間	費用
大地財産保険	1. 起訴状/仲裁申立書 2. 保全申立書 3. 証拠書類一覧及び関連書類 4. 営業許可書のコピー	1日	5,000円
平安保険北京分公司	同上	1日	対象物対価の0.24%
金達融資担保公司	同上	1日	5,000円 申立てる地域によって異なる

- 銀行口座など担保対象情報提供の必要性
- 仲裁における財産保全

債権請求内容



① 未払い契約代金

② 違約金

- 契約に約定された場合、約定に従う。但し、実損よりはるかに高額の場合、調整可能
- 契約に定められていない場合、司法解釈により法定違約金を受け取ることが可能

⇒ 違約金 = 未払額 × 貸付基準利息 / 365 × 超過日数 × (1 + 30% ~ 50% の罰金)

③ 債権回収のために実際に被った損失 ⇒ 出張旅費、公証費用、財産保全申立て費用など

④ 弁護士費用の請求

現在、債権回収訴訟において認められていない

- 仲裁の場合は請求可能
- 訴訟の場合は、契約規定にあれば請求可能
- 知的財産権訴訟の場合は請求可能
- 詐欺訴訟、悪意訴訟の場合は請求可能

公判及び公判中の和解



□ 簡易手続

裁判官1名による単独審理、3か月以内に結審し、一審のみに適用、訴訟費用が半減

□ 一般手続

3名裁判官による合議審を開く(そのうちの2名は陪審員でも構わない)、一審は6ヶ月以内、二審は3ヶ月以内結審

□ 和解調停

➤ 非法定手続き、債権回収の審理中、裁判官が和解による解決を強く勧める場合

➤ 和解のメリット・デメリット分析

メリット:速やかな解決を図れる、執行に有利

デメリット:違約金などの放棄

- 注意点:債務者が全ての債務を一括返済する場合を除き、訴訟を取り下げず、裁判所から強制執行力をもつ民事和解書を発行してもらう必要がある

➤ 和解書に書き入れるべき二つの条項

- 分割払いの場合、期限利益の喪失
- 期限超過返済時の違約金を設定(例;1日につき0.05%の延滞料を徴収)

強制執行申立て



□ 期限

2年以内、実務として、判決に定められた執行期限を超えてもなお履行されない場合は直ちに強制執行申立てが必要

□ 管轄裁判所

- 訴訟においては原審人民法院又は執行対象財産の所在地の同級人民法院
- 仲裁においては執行対象者の所在地又は執行対象財産の所在地を所轄する中級人民法院

□ 提出書類

□ 執行申立て費用及び財産保全費用は、執行対象者負担

□ ブラックリストの掲載に関する申立て

債権回収に関するチェックポイントのまとめ



No.	チェック項目	チェック内容
1	債権回収の予防	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 取引相手に関する与信調査を実施したか<input type="checkbox"/> 与信枠を設定したか<input type="checkbox"/> 適切な支払い方法を選定したか<input type="checkbox"/> 契約書に必要条項を定めたか<input type="checkbox"/> 品質保証に関する仕様書や品質基準書等を契約条項に盛り込んだか<input type="checkbox"/> 分割払いの場合、期限利益喪失条項を盛り込んだか<input type="checkbox"/> 契約の解除条項を盛り込んだか<input type="checkbox"/> 所有権留保付売買契約の場合、所有権留保条項を盛り込んだか<input type="checkbox"/> 印鑑は適切であることを確認したか<input type="checkbox"/> 契約署名者の権限を確認したか<input type="checkbox"/> 「定金」か「訂金」か<input type="checkbox"/> 違約金について契約条項に盛り込んだか<input type="checkbox"/> 管轄の裁判地を選定したか<input type="checkbox"/> 会社の状況に基づき、仲裁か訴訟かを適切に選定したか

債権回収に関するチェックポイントのまとめ



No.	チェック項目	チェック内容
2	債権管理	<ul style="list-style-type: none">□ 債権書類保管に関する制度を制定したか□ 基本契約書の作成、締結は必要か□ 出荷伝票、送り状、受取書を的確に保管しているか□ 取引条件に変更が生じた際、契約変更を行ったか□ 債権存在の確認ができる書類を持っているか□ 債権額の確認書、残高証明書、返還計画書を持っているか□ 債権者情報を常に調査しているか□ 債務不履行に備え、担保設定を検討したか□ 債権書類に関する公証の必要はあるか□ 法的措置に備え、債権証拠を保管しているか□ 証拠保管に関する社内体制を制定したか

債権回収に関するチェックポイントのまとめ



No.	チェック項目	チェック内容
3	法的措置	<ul style="list-style-type: none">□ 協議内容に関する議事録を作成し、双方が署名しているか□ 債務者側担当者からの連絡情報に関する記録を取っているか□ なるべく電話を避けて、メールやWechat等書面による連絡に心掛けているか□ 訴訟時効はどのぐらいの期間が残されているか□ 弁護士に委託して、弁護士の名義で督促レターを出しているか□ 仲裁又は訴訟において和解に応じる考えはあるか□ 財産保全(差し押え)を申し立てるか□ 仲裁又は訴訟の請求内容として、違約金、回収するための合理的な経費、出張旅費などの実費を請求しているか□ 強制執行を申し立てるか

ご清聴ありがとうございました!



講師：張 和伏（チョウ ワフク）

北京天達共和法律事務所 パートナー・弁護士

中国国際経済貿易仲裁委員会 仲裁員

中国政法大学 兼任教授

武漢大学 兼任教授

一橋大学 非常勤講師

担当分野：企業法務、M&A、外商投資、独占禁止法、紛争解決など

連絡先：

〒100004 北京市朝陽区東3環北路8号亮馬河大廈写字楼1座20階

Tel:86-10-6510-7033 Fax:86-10-6590-6650

メールアドレス：zhanghefu@east-concord.com

URL：www.east-concord.com



天達共和律師事務所
East & Concord Partners